

宮城県RTK基地局運営要領

(趣旨)

第1条 宮城県は、農業生産現場におけるアグリテック活用を推進するため、RTK-GNSS固定基地局を整備し、農業用機械自動操舵システムやドローン等を高精度に活用できる通信環境を整える。本要領は、RTK-GNSS固定基地局の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものである。また、基地局の活用にあたっては、林業や水産業、建設土木業など県内産業の他分野においても活用するものとする。

(適用範囲)

第2条 本要領は、RTK-GNSS固定基地局からの衛星測位に関する補正情報を配信する宮城県RTKシステム（以下「本システム」という。）を利用する際に適用される。

(名称及び位置)

第3条 基地局の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 宮城県RTK基地局

(2) 位置

イ	柴田郡大河原町字南129-1	宮城県大河原合同庁舎
ロ	名取市高館川上字東金剛寺1	宮城県農業・園芸総合研究所
ハ	黒川郡大衡村大衡字平林63-1	宮城県王城寺原補償工事事務所
ニ	栗原市築館藤木5-1	宮城県栗原合同庁舎
ホ	石巻市あゆみ野5-7	宮城県石巻合同庁舎
へ	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	宮城県登米合同庁舎
ト	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6	宮城県気仙沼合同庁舎

(設置物)

第4条 基地局の主な設置物は、次のとおりとする。

(1) GNSSアンテナ (NSAT1675-382)

(2) GNSS受信機 (NetSurvRE)

(3) RTK補正データ配信機器 (AtomE3950)

(配信システム)

第5条 本システムは、インターネットにより、携帯端末等へRTK補正情報 (RTCM3.0及びRTCM3.2) を同時配信する。

(1) 測位精度はRTK基地局との距離や、GNSSガイダンス等の人工衛星の状況などにより異なる。

(2) システムの機能向上などのため、プログラムを変更する場合がある。

(運用時間)

第6条 運用時間は、原則として24時間稼働を基本とする。ただし、メンテナンス等のため、配信を中断することがある。

(利用者)

第7条 本システムの利用者は、宮城県と利用契約を締結する個人、法人及び研究機関等とし、利用分野に制限は設けない。

(利用申込及び契約)

第8条 本システムの利用希望者は、本要領を承諾の上、宮城県が業務委託する公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）へ利用申込書（様式1「宮城県RTKシステム利用申込書」）を提出するものとする。

2 公社は利用申込に基づき、毎月20日を締め日としてID及びパスワードを発行し、利用申込者へ通知する。

(1) ID及びパスワード発行から1か月を試用期間とし、利用申込者は、所有する端末機器と本システムとの接続等を確認する。

(2) 利用申込者が、利用申込を取り消す場合、試用期間中に利用取消書（様式3「宮城県RTKシステム利用取消書」）を公社へ提出するものとする

(3) 試用期間経過後、利用申込月の翌々月1日に、宮城県は、利用申込者と利用契約（様式2「宮城県RTKシステム利用契約書」）を締結し、利用者負担金を請求する。

なお、2月又は3月の締め日に利用申込があった場合は、翌年度に利用契約を締結し、利用者負担金を請求する。

(4) ID及びパスワードの管理は、利用者の責任とする。

なお、利用者がID及びパスワードを紛失したなどの理由により再発行を希望する場合は、公社へ利用申込書（様式1「宮城県RTKシステム利用申込書」）を提出するものとする。

(利用者の機器)

第9条 補正情報を利用する受信用携帯端末機器等の準備及びインターネット接続や通信料等については、利用者負担とする。

(補正情報の配信停止)

第10条 次の場合に補正情報の配信を中止することがある。

(1) RTK基地局や配信システムに障害が発生した場合

(2) RTK基地局や配信システムの保守を行う場合

(3) 通信回線の異常、電力の不安定、火災、天災その他の偶発事故等が発生した場合

2 宮城県は上記に伴う利用者又は第三者からの損害賠償の責任を負わない。

(利用資格の停止)

第11条 宮城県は利用者が次のいずれかに該当する場合は利用資格を停止する場合があります。

- (1) 利用者負担金を納入しない場合
- (2) 申込内容に虚偽があった場合
- (3) 基地局及び配信システムの管理・運営を妨害した場合
- (4) 第16条に違反した場合
- (5) その他、利用者として不適当と判断した場合

(年度毎利用者負担金)

第12条 本システムの利用契約の終期は令和10年3月31日までを基本とする。

利用者は、指定された期日までに、本システムの維持管理に係る負担金を毎年、1年度分毎支払うものとする。ただし、契約期間中の契約解除は妨げない。

2 本システムの利用に係る年度毎負担金額は、以下のとおりとする。

I D発行数	年度毎負担金額	利用期間の区切
発行1つ目(1件目)	20,000円(税込)/件	4月1日から 翌年3月31日 (年度単位)
発行2つ目以降(2件目以降)	10,000円(税込)/件	

3 利用期間は、各年4月1日から翌年3月31日までを1年間の区切りとする。

4 利用者負担金は、原則として払戻及び日割・月割を行わない。

(保守)

第13条 RTK基地局や配信システム等に障害が発生した場合、宮城県は速やかに復旧に努める。

(責任の制限及び免責)

第14条 補正情報は、GNSS衛星、電離層と大気状態、個々の基地局、通信回線、配信機関の配信システム、その他の理由により、欠損、誤謬、遅延などを伴う場合がある。宮城県は、位置測位情報の利用又は利用不能によって生じるあらゆる直接的・間接的損害に関して、一切の責任を負わないものとする。また、位置測位情報の恒久的なアップデート及び不具合の修正に関する義務を負わないものとする。

2 利用者は、本システムの利用に関して第三者に損害を与えた場合又は第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と負担によりこれを解決するものとする。

(契約の変更、解除)

第15条 利用者は、契約の変更を希望する場合は、宮城県と変更契約を締結するものとする。

2 利用者は、全てのI Dの取消を希望する場合は、利用取消書(様式3「宮城県R

TKシステム利用取消書」)を公社へ提出し、宮城県が受理したことで、契約を解除したものとする。

- 3 利用者は、IDの追加を希望する場合、利用申込書(様式1「宮城県RTKシステム利用申込書」)を公社へ提出し、また、IDの一部取消を希望する場合は、利用取消書(様式3「宮城県RTKシステム利用取消書」)を公社へ提出するものとする。
- 4 利用取消を行うIDに係る利用者負担金は、原則として払戻を行わない。
- 5 利用者が、メールアドレス等の登録内容を変更した場合は、速やかに公社へ利用申込書(様式1「宮城県RTKシステム利用申込書」)により、変更した内容を報告するものとする。

(留意事項)

第16条 利用者は、ID及びパスワードを第三者に開示したり、使用許諾や譲渡をしてはならない。

(その他)

- 第17条 利用申込による個人情報(システム登録及び利用者管理のほか、アグリテック(スマート農業等)の推進に係る関連情報の提供等を行う場合に利用し、個人情報保護関連法令に基づき適正に取扱う。)
- 2 位置情報や稼働データは本システムの運用やアグリテック(スマート農業等)の普及拡大を目的に使用する場合があります。

附 則

この要領は、令和5年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月21日に一部改正する。